

令和5年12月25日

事業者

安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

保護具着用管理責任者講習
追加開催します！(2/13)

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和6年1月～令和6年3月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和6年1月中旬～年3月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

各種感染症も蔓延している状況にありますが、当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

現在の新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

- ・会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- ・講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- ・講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

1月16日（火）

新たな化学物質規制に関する説明会（山梨労働局合同開催）

<修了証等は発行されない説明会です>

化学物質の管理にかかる法改正については、ご承知かと思いますが、今回の改正は、「特別法規による規制から自律的管理へ」の大改正となります。

これにより化学物質対策は、企業の自律的管理に委ねられ、その結果「適切な自律的管理」が出来ずに災害等が発生した場合には、企業における責任は大きなものとなります。

今回、この分野における第一人者で、政府検討会の座長を務められた労働安全衛生総合研究所の城内博先生を講師にお迎えして、今回の改正の背景、今後、何が変わるのか、事業者はどのように対応していくのかななどを、わかりやすく解説していただきます。この機会に、積極的にご参加ください。

会場は山梨県立文学館になります。

12/25で定員に達しました。
ありがとうございました

1月17日（水）～18日（木）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

受講希望が多い講習会です。最近落ち着いてきましたが、最終的には満員となる講習会です。早めの申込みを推奨します。（残りわずか）

1月22日（月）

酸素欠乏危険作業等特別教育

酸素欠乏危険作業等に従事させる場合には、事前に特別教育を実施しなければなりません。「酸欠等作業主任者がいるから大丈夫。」ではありません。ご注意ください。

実技があるため、定員は多くありません。受講希望の方は、早めのお申し込みを！

これまで年2回（7月、1月）実施していたこの特別教育は、来年度は、令和7年7月のみの1回とする予定です。必要な企業では計画的に受講させてください。

（空きがあります）

1月25日（木）

KYTリーダー養成研修

リスクアセスメントの実施に加え、現場でのKY活動も労働災害防止のためには重要な活動です。これまでなんとなく実施していた方には、演習等を通じて現場でのKY活動の進め方を身につけ、KY活動の推進役となり人材を養成します。

（空きがあります）

1月29日（月）～30日（火）

安全衛生推進者養成講習

新たに安全衛生推進者を選任する場合には、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が10人以上50人未満の事業場です。

（空きがあります）

2月5日（月）～6日（火）

有機溶剤作業主任者講習

年間計画を1日前倒して実施します。ご注意ください。

最近、定員に達することが多いです。12月の講習会も最終的には、若干の空き程度になりました。

2月7日（水）～8日（木）に追加開催を検討していた、「化学物質管理者専門的講習（化学物質の製造事業場向け）2日講習」は、開催しないこととしました。

次回開催は、4月を予定していますので、しばらくお待ちください。

2月13日（火）

保護具着用管理責任者講習（追加講習）

1月開催の講習会は、ほぼ、2時間もかからずに満員となりました。そのため上記の日程で追加講習を行うこととしました。

受講を希望される場合には、早めの対応をお勧めします。

2月14日（水）

自由研削といしの取替等特別教育

実習があるため、定員を増やしません。お早めの申込みを

2月15日（木）

テールゲートリフターの操作の業務にかかる特別教育（学科）

テールゲートリフターの操作については、本年2月1日より、特別教育の対象となりました。教育を実施していない企業におかれましては、早期の対応をお勧めします。

（テールゲートリフター教育A） 特別教育（学科）

この特別教育は、学科教育4時間、実技教育2時間の計6時間とされていますが、本教育では、学科教育のみを行います。（一般的な受講）

（テールゲートリフター教育B） 特別教育（学科）＋ 実技教育のポイント（実技教育担当者向）

上記の学科教育4時間に加え、2時間の実技教育が必要となるところですが、実技教育については、会社にあるテールゲートリフターを使用して、事業者にて関係法令、ガイドライン等をの安全作業を念頭に、「十分な知識を有する者」による教育が必要になります。

そのため、当会での学科教育終了後、日を改め、社内において実技教育を実施する際のポイントについて、1時間の追加講習を行います。

2月16日（金）

化学物質管理者専門的講習に準じる講習

（化学物質の取扱事業場向け）1日講習

12月5日開催の「1日講習」は、受付開始後2時間で満員となりました。受講を希望される場合には、早めの対応をお勧めします。

2月19日（月）

安全活動に活かすリスクアセスメント(RA)と危険予知活動(KYT)

今年度新たな講習会です。リスクアセスメントの重要性はご承知のとおりですが、リスクアセスメントや日々の安全活動から得たリスク情報を共有し、自主的活動（KYT）へ繋げる実践方法について、講義や討議を含めて企業における安全活動に活かしていきます。労働災害が増加している昨今、先取りの安全活動に活かしてください

2月21日（水）～22日（木）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、本年4月1日からは、**食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となっております。

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなり、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！

2月27日（火）～28日（水）

産業用ロボット特別教育（学科）

ここでは、「教示等に関わる特別教育」、「検査等に関わる特別教育」の2業務の特別教育を併せて行います。

学科のみの講習ですので、実技教育は、各企業にて行っていただくことになります。

3月5日（火）～6日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

依然として、受講希望が多い講習会です。

当会のHPに申込書がアップされたら、即座に申込みを！

なお、アーク溶接にかかる限定講習（1日講習）は、4月に開催する予定です。

3月7日（木）～8日（金）

第一種衛生管理者受験準備講習

過去の出題傾向を踏まえて要点をわかりやすく説明し、合格を目指します。

6月にも準備講習を予定していますが、今からの準備をお勧めいたします。

今の時期から余裕を持って勉強し、7月の模擬試験を受け、8月の試験に向けて準備万端整えてください。

なお、今年度の出張試験は8月26日（月）に実施できるよう調整を進めています。詳細が決まりましたら、お知らせいたします。

3月13日（水）

化学物質管理者専門的講習に準じる講習

（化学物質の取扱事業場向け）1日講習

12月5日開催の「1日講習」は、受付開始後2時間で満員となりました。受講を希望される場合には、早めの対応をお勧めします。

3月14日（木）

保護具着用管理責任者講習

1月開催の講習会は、ほぼ、2時間もかからずに満員となりました。

（そのため2月に臨時開催をしていますが、依然、早期申込みが必要と思われます。）

令和6年2月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、
1月12日（金）13時を予定しています。



令和6年度の教育計画については、現在作成中です。決定次第HPに掲載します。
申し込みにあたっては、山梨県労働基準協会連合会 HPでご確認ください。